

2012年11月21日

国際会計基準審議会

Hans Hoogervorst 議長

当協会（JLA）は、IASB 及び FASB のリースプロジェクトに対し、これまで数回にわたってコメントを提出している。当協会は、IASB 及び FASB が 2012 年 6 月に借手のリース費用認識パターンについて重要な暫定決定を下したことを受けて、2012 年 7 月 25 日付でコメントを提出しているが、IASB 及び FASB の暫定決定（原資産の重要でないとはいえない部分を費消するかどうかに基づくが、実務上の便法として、不動産と不動産以外の資産を区分して、この原則を適用する方法）については、概念上及び実務対応上の問題から不適切であるため、再公開草案前に再度コメントを提出することとした。

当協会は、2012 年 7 月 25 日付のコメントにおいて、2 種類のリースを区分する指標は IAS17 の原則を用いるべきであると主張している。現在の暫定決定が最終的なリース会計基準に盛り込まれるのであれば、現行基準の改善には繋がらず、現行基準をベースとして、実務やコストに見合った改善を加える方が、より合理的で、財務諸表利用者を含むリース会計に関与する人々の理解を得られやすいと考える。

最後に、2013 年第 1 四半期に公表が予定されている再公開草案に対しては、2010 年 8 月に公表された公開草案と同様、多数の関係者からのコメントレター提出が予想される。2013 年中に予定されている最終基準の公表にあたっては、再び関係者からの意見が慎重かつ十分に検討されることを期待する。

社団法人リース事業協会

会 長 阿部 勲

リース会計に関する提言

2012年11月21日
社団法人リース事業協会

当協会（JLA）は、数年間にわたり、リース会計を改善するために、IASB 及びFASB（両審議会）のリースプロジェクトにおける研究と、それに費やしてきた努力に対して、深く敬意を表す。

公開草案公表後の再審議にかなりの時間を費やしていることからわかるとおり、多様なリース取引に単一の会計モデルを適用することによって、一定のリースの経済性を適切に表さないという問題を解決することは困難であることが明らかとなり、結局、両審議会は、単一のリース会計モデルを策定するというリースプロジェクトの基本理念を転換することとなった。

当協会は、これまで、理論的及び実務上の観点から、リースプロジェクトに対して数々の提言を行ってきたところである。その中で、一定の解約不能期間のあるリース（現行のオペレーティング・リースの一部を含む）については、提案されている使用権モデルの適用が妥当であるという見解を示し、かつ、実務に対応可能となるように提案の修正を求めてきた。また、ファイナンス・リースとファイナンス・リース以外の2種類のリースが存在するという両審議会の決定（一時的なものであったが）に対しても、実務対応上の解決策としては、最も妥当な提案であるという見解を示した。

しかしながら、両審議会が再公開草案公表前に決定した区分方法—原資産の重要でないとはいえない部分を費消するかどうかに基づくが、実務上の便法として、不動産と不動産以外の資産を区分して、この原則を適用する方法—については、2012年7月25日付の当協会コメント“リースの区分に関する暫定決定に対する提言”でも言及しているが、以下のとおり、概念上及び実務対応上の問題から不適切であることを重ねて主張したい。

【問題】

- a. リースには多様な取引が存在するが、両審議会の提案は、主にファイナンス・リースとファイナンス・リース以外の2種類のリースの特性の差異・取引の実態を表現することに繋がらない。
- b. 不動産以外の資産のリースに適用される、原資産の重要でないとはいえない部分を取得・費消するかどうかの指標によると、不動産リースと同様の経済性を有する不動産以外の資産のオペレーティング・リース（例えば、自動車や測定機器を対象に、複数回の契約を行うことにより、当該資産全体に関する利益が得られるようリース料が設定されているリースなど）の大部分は、事実上、原資産の重要でないとは言えない部分を取得・費消すると判定せざるを得ず、借手は、定額費用アプローチを適用することができない。特に、複数回契約の後半に行われる契約ほど、残存経済的耐用年数に対するリース期間の割合、原資産の公正価値に対するリース料の現在価値の割合は高くなることから、なおさら同様の判定をせざるを得ない。

不動産以外の資産のオペレーティング・リースの中には、不動産リースと同様の経済性を有するリースも多く含まれている可能性があるにもかかわらず、その違いの検証がなされずに異なる費用認識を適用することに関して、合理的に説明されていない。

- c. 不動産リースに適用される、原資産の重要でないとはいえない部分を取得・費消するかどうかの指標は、IAS17のファイナンス・リースかオペレーティング・リースかの判断指標と類似している。しかし、不動産以外の資産のリースに適用される指標は難解で、詳細かつ合理的なガイドラインの設定すら困難である。

そのため、この指標を財務諸表作成の実務及び監査の実務に適用することが困難であるばかりでなく、恣意的な判定が介在する懸念すらあり、結果として比較可能性が確保できないという問題も生じる。こうした問題を解決するために、より詳細かつ複雑な指標を策定すれば、新たな基準の適用に係るコストは、改善によるベネフィットを大きく上回ることが予想される。

当協会は、多様なリースに適切な会計処理を適用すべきであるという当協会の基本的見解に基づきつつ、2012年7月25日付のコメントにおいて、2種類のリースを区分する指標はIAS17の原則を用いるべきであると主張した。上記のような問題点を含む提案が再公開草案に規定されるのであれば、サービス類似から購入類似まで多様なリースに適正な経済実態を反映させることが主な理由であったはずの2つのアプローチの趣旨からは大きく外れており、実務において広く定着している現行基準の改善にならない。

また、オンバランス処理を求めるリース契約とオフバランス処理を適用する未履行契約との違いについて、依然、論理的な整理がなされておらず、曖昧なままにリースのみにオンバランス処理を求めること、特段の指摘がない貸手の会計処理に問題のある債権・残存資産アプローチを適用することなども、現行基準の改善に繋がらない。

日本では、米国基準を採用している上場会社は数十社あるが、現時点でIFRSを採用している上場会社は数社に過ぎない。こうした中で、提案されている再公開草案が基準化された場合には、IFRSの導入やIFRS適用企業の増加の大きな障害となることも予想される。

結論として、当協会は、上記のような問題を含む暫定決定は現行基準の改善に繋がらず、現行基準をベースとして、実務やコストに見合った改善を加える方が、より合理的で、財務諸表利用者を含むリース会計に関与する人々の理解を得られやすいものと主張する。例えば、財務諸表利用者のニーズに応える手段としては、資産及び負債の定義を満たす権利及び義務に関する目的適合性のある情報の開示を増強することも、現実的な対応の一つであると考えられる。

当協会は、両審議会が、当初のリース会計基準の改善の目的を忘れ、また、実務への適用の困難性とコストベネフィットを放置したままでリースプロジェクトを終了し、再公開草案を基準化することはないと確信している。